

三木市記者発表資料 (令和3年9月7日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
産業振興部 商工振興課	課長 小山智史 (内線 2230)	中小企業振興係	0794-82-2000 (内線 2234)

タイトル
三木市時短営業飲食店取引先支援給付金制度の支援を継続
内容
<p>三木市時短営業飲食店取引先支援給付金制度を下記のとおり変更することにより、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言等で時短営業に協力した飲食店の影響を受けて、売上が大きく減少している市内の卸売業者等への支援を継続して実施します。</p> <p>1 制度変更の内容</p> <p>(1) 令和3年1月分から3月分に係る支援給付金を「第1期分」とし、申請受付期限を令和3年10月29日(金)まで延長</p> <p>(2) 新たに「第2期分」として、令和3年4月から8月の間に売上が減少した市内卸売業者を対象に追加</p> <p>2 支給対象者(第1期分・第2期分共通)</p> <p>次に挙げる要件のほか、一定の要件を満たす中小企業者</p> <p>ア 緊急事態宣言等の「対象措置」※1に伴う営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給対象となっている飲食店と直接の取引があること。(対象措置は下表参照。)</p> <p>イ 「対象月」※2の売上が、平成31年(令和元年)又は令和2年の同月と比較して30%以上50%未満減少していること。(対象月は下表参照。)</p> <p>ウ 国による緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金又は月次支援金の給付対象者でないこと。</p> <p>エ 兵庫県の営業時間短縮要請による新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金又は酒類販売事業者支援金の給付対象者でないこと。</p> <p>オ 市税を滞納していないこと。</p>

3 第1期分・第2期分の制度比較

	第1期分	第2期分
対象措置 (上記※1)	令和3年1月に発令された緊急事態宣言に伴う緊急事態措置	令和3年4月以降に発令された緊急事態宣言に伴う緊急事態措置等
対象月 (上記※2)	令和3年1月から3月のいずれかのひと月	令和3年4月から8月の各月(1か月ごとに算定)
給付額	法人 30万円(定額) 個人 15万円(定額)	要件に該当する月の1か月につき 法人 10万円(定額) 個人 5万円(定額)
申請受付期間	令和3年5月20日(木) ～10月29日(金) (期限を8月20日から延長)	令和3年9月1日(水) ～10月29日(金)

4 給付金の申請方法

給付金支給申請書に必要書類を添付し、郵便で三木商工会議所へ提出してください。

郵便物の追跡ができる簡易書留やレターパックプラスでの提出をお願いします。

5 申請受付期間

第1期分、第2期分ともに令和3年10月29日(金)まで。

郵送の場合は当日消印有効です。

セールスポイント

国の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金制度及び月次支援金制度と重複しない三木市独自の中小企業等への支援策を継続して実施します。

市内の中小企業等と繋がりが深い三木商工会議所と連携することで、よりの確な支援を行います。